令和８年度　茅野市要保護児童対策地域協議会代表者会議　次第

期日　令和８年８月６日（木）午後１時 30 分～

場所　茅野市役所　８階大ホール

１　開会

２　市長あいさつ

３　自己紹介（別紙参照）

４　会議事項

（１）茅野市審議会等の会議の公開について　〔資料１関係〕

（２）茅野市要保護児童対策地域協議会について　〔資料２関係〕

（３）令和７年度茅野市の相談状況について　〔資料３関係〕

（４）令和７年度茅野市の進行管理実績等について　〔資料４関係〕

（５）茅野市要対協における進行管理事例について　〔資料５関係〕

（６）諏訪児童相談所から　〔資料６関係〕

（７）各関係機関の現状と課題の報告

５　その他

６　総括

７　閉会

令和8年度　茅野市要保護児童対策地域協議会代表者会議　委員名簿

		構成する関係機関	代表者職氏名	
1	第1号	茅野市	市長	今井　敦
2	第1号	茅野市教育委員会	教育長	山田　利幸
3	第1号	長野県諏訪児童相談所	所長	血脇　洋恵
4	第1号	長野県諏訪保健福祉事務所	健康づくり支援課長	柳澤　忍
5	第1号	長野県茅野警察署	生活安全課 生活安全係長	内堀　大地
6	第1号	茅野市健康福祉部	部長	丸茂　優子
7	第1号	茅野市教育委員会事務局　こども部	部長	五味　正
8	第1号	茅野市立保育所	園長会長 （玉川保育園長）	両角　勢津子
9	第1号	茅野市立小学校校長代表	校長会 （豊平小学校長）	宮坂　哲生
10	第1号	茅野市立中学校校長代表	校長会 （北部中学校長）	千野　憲一
11	第2号	社会福祉法人茅野市社会福祉協議会	常務理事・事務局長	竹内　武
12	第2号	一般社団法人諏訪郡医師会	茅野原地区医師会	原田　和郎
13	第2号	社会福祉法人つるみね福祉会児童家庭支援センターつつじ	センター長	川瀬　勝敏
14	第3号	茅野市民生児童委員協議会	会長	田村　茂正
15	第3号	茅野市主任児童委員会	委員長	小坂　秀王
16	第3号	茅野市保護司会	副支部長	平出　美彦
17	第3号	諏訪人権擁護委員協議会	茅野市地区部会長	宮坂　和生
18	第3号	東海大学付属諏訪高等学校	校長	中山　真一
19	第3号	長野県茅野高等学校	校長	猿谷　大和
20	第3号	学校法人聖リゴリオ学園　ちのせいぼ幼稚園	園長	唐澤　裕子
21	第3号	茅野市要保護児童対策地域協議会実務者会議アドバイザー	臨床心理士	伊佐山　尚美

1号⇒児童福祉法第25条の5第1号　国又は地方公共団体の機関

2号⇒児童福祉法第25条の5第2号　法人

3号⇒児童福祉法第25条の5第3号　要保護児童の適切な保護を図るために市長が指定する者

令和8年度　茅野市要保護児童対策地域協議会代表者会議　庁内関係職員名簿

No.	所　　属	職　名	氏名
1	社会福祉課	課長	立石　武彦
2	健康づくり推進課	課長	国枝　准也
3	保健福祉サービスセンター	センター長	長田　香織
4	学校教育課	課長	渡辺　雄一
5	幼児教育課	課長	山本　貢史
6	こども課	課長	両角　和恵
7	こども課　発達支援センター	次長	篠原　ルミ
8	こども課　こども館	館長	上野　友恵
9	こども課　こども係	係長	野明　香織
10	こども課　こども・家庭支援係	係長	國枝　真樹
11	こども課　こども・家庭相談係	係長	五味　健太郎
12	こども課　こども・家庭相談係	統括支援担当	関　景子
13	こども課　こども・家庭相談係	主査（保健師）	山﨑　知子
14	こども課　こども・家庭相談係	主査（ケースワーカー）	小田島　理恵
15	こども課　こども・家庭相談係	主査（ケースワーカー）	宮坂　崇大
16	こども課　こども・家庭相談係	主任（ケースワーカー）	外立　実央
17	こども課　こども・家庭相談係	子ども家庭支援員	阿部　香織
18	こども課　こども・家庭相談係	家庭児童相談員	小林　千枝
19	こども課　こども・家庭相談係	母子・父子自立支援員	松田　梨香
20	こども課　こども・家庭相談係	総合こどもサポートコーディネーター	曽根原　正樹
21	こども課　こども・家庭相談係	スクールソーシャルワーカー	清水　明子
22	こども課　こども・家庭相談係	スクールソーシャルワーカー	中村　みき
23	こども課　こども・家庭相談係	スクールソーシャルワーカー（県派遣）	松山　優太

資料１

審議会等の会議の公開について

１　審議会等の公開の理由

茅野市行財政改革推進プログラムの改革実行項目として「審議会・委員会等の会議内容の公開」が位置付けられています。(1　住民自治の改革－4　各種審議会・委員会等の見直しと市民参画の推進－4　審議会・委員会等の会議内容の公開)

審議会等の会議を公開することにより、その審議状況を市民に明らかにし、審議会等の透明性の向上を図るとともに、市民の市政への理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政を実現するため、「茅野市審議会等の会議の公開に関する要綱」（別紙１）を定め、審議会等の会議の一般への公開及び会議録の公開を実施します。

これまで、行財政改革推進市民委員会及び市民プラン策定の過程における円卓会議等については、ホームページ上で会議録の公開が行われています。

２　審議会等の公開に関する基準等

審議会等の公開に関する基準等については、以下のとおりとします。

(1)　公開の対象とする会議

ア　地方自治法第１３８条の４第３項の規定により設置された付属機関（法律又は条例の定めるところにより設置された審査会、審議会等）

例：茅野市情報公開・個人情報保護審査会、茅野市特別職報酬等審議会、茅野市都市計画審議会、茅野市環境審議会…等

イ　市の事務又は事業について審議、審査、調査等を行うため、規則、要綱等により設置された付属機関に準ずる機関

例：茅野市公募・提案型補助金審査会、茅野市介護老人福祉施設入退所検討委員会、茅野市新商品開発支援事業審査会、茅野市地域福祉計画策定委員会、茅野市食育推進計画策定委員会…等

(2)　会議公開の原則

審議会等の会議は、原則として公開とします。ただし、法令等により公開することができない場合、茅野市情報公開条例に規定する非公開情報に該当する事項の審議等を行う場合、会議の公開が公正かつ円滑な議事運営に支障を生じる場合については、非公開とすることができます。(具体的には、「審議会等を非公開とする基準」（別紙２）をご覧ください。)

また、審議会等の会議を公開とするか、非公開とするかは、当該審議会等において検討し、決定します。

(3)　会議開催の事前公表

会議を開催するにあたり、その開催日時、開催場所、議題等を事前に公表するものとします。公表の方法は、茅野市役所掲示板への掲示及びホームページへの掲載とします。

(4)　会議の公開の方法

会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとします。傍聴に定員を設ける場合は、原則として先着順に傍聴を認めるものとします。

(5)　会議録の作成、公表

会議終了後、速やかに会議録を作成し、一般に公表することとします。公表の方法としては、ホームページへの掲載、担当課における閲覧とします。会議録の公開の前に、会議録を審議会等の委員に送付し、内容の確認を行います。

(6)　運用状況の報告及び公表

１年に１回、会議公開の運用状況を取りまとめ、公表するものとします。

３　運用スケジュール

平成 22 年４月１日以降、最初に開催される審議会等の会議において、審議会等の公開の趣旨等について、事務局を担っている課等において、説明をしていただきます。その後、審議会等においてその会議を公開するか、非公開とするかを決定していただきます。

次回以降の会議の開催について、茅野市ホームページ等により会議開催のお知らせを行っていき、議事録についても、順次ホームページ等により公開していきます。

○茅野市審議会等の会議の公開に関する要綱

平成22年３月30日
告示第103号
改正　平成24年３月29日告示第91号

（目的）

第１条　この要綱は、審議会等の会議の公開に関し、必要な事項を定め、審議会等の会議を公開することにより、その審議状況を市民に明らかにし、審議会等の透明性の向上を図るとともに、市民の市政への理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政を実現することを目的とする。

（対象とする会議）

第２条　この要綱の対象とする会議は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定により設置された附属機関及び市の事務又は事業について審議、審査、調査等を行うため、規則、要綱等により設置された附属機関に準ずる機関（以下「審議会等」という。）の会議とする。

（会議公開の原則）

第３条　審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1)　法令等（法律、命令又は条例をいう。以下同じ。）の規定により会議を公開することができないと認められる場合

(2)　茅野市情報公開条例（平成10年茅野市条例第24号）第６条各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）に該当する事項の審議等を行う場合

(3)　当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じることが明らかに予想される場合

（公開又は非公開の決定）

第４条　審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、前条に規定する基準に基づき審議会等の長が当該審議会等に諮って行うものとする。

２　審議会等は、会議を非公開とすることを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

３　公開とすることを決定した審議会等の会議中において、会議を非公開とすべきであると認められる場合は、審議会等は、会議を非公開とすることができる。

４　第１項及び第２項の規定は、前項の場合において準用する。

（会議開催の事前公表）

第５条　審議会等は、会議を開催するにあたり、次に掲げる事項をあらかじめ公表しなければならない。ただし、緊急に会議を開催する必要があると認められるときは、この限りでない。

(1)　会議の名称

(2)　開催日時

(3)　開催場所

(4)　議題
(5)　問い合わせ先
(6)　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

２　審議会等を所管する課等（以下「担当課等」という。）の長は、当該審議会等の会議の開催日の１週間前までに、前項に規定する事項について記載した審議会等の会議開催のお知らせ（別記様式）を茅野市公告式条例（昭和30年茅野町条例第１号）第２条第２項に規定する茅野市役所掲示場に掲示するとともに、茅野市ホームページに掲載するものとする。

（公開の方法等）

第６条　審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

２　審議会等は、審議会等の会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）の定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。

３　会議の傍聴を希望する者が前項の定員を超えるときは、先着順により傍聴者を決定するものとする。ただし、審議会等が特に必要と認めるときは、他の方法によることができる。

４　審議会等は、会議を公開するに当たり、会議が公正かつ円滑に行われるよう、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。

（傍聴することができない者）

第７条　次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。
(1)　危険物を持っている者
(2)　酒気を帯びていると認められる者
(3)　張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等を持っている者
(4)　笛、ラッパ、太鼓その他の楽器又は拡声器等を持っている者
(5)　前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

（傍聴者の守るべき事項）

第８条　傍聴者は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。
(1)　会場内における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
(2)　会場内において発言しないこと。
(3)　みだりに席を離れないこと。
(4)　飲食又は喫煙をしないこと。
(5)　事前に審議会等の長の許可を得ている場合を除き、会場において撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。
(6)　前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

（傍聴者の退場）

第９条　傍聴者は、第４条第３項の規定により、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

２　審議会等の長は、傍聴者が前条の規定に反するときはこれを制止し、その命令に従わ

ないときは、これを退場させることができる。

（会議資料の閲覧）

第10条　審議会等の会議に関する資料は、傍聴者の閲覧に供するものとする。この場合において、非公開情報に該当する資料は、当該資料から除くものとする。

（会議録の作成等）

第11条　審議会等は、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

２　会議録は、会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで、次に掲げる方法により、一般の閲覧に供するものとする。

⑴　茅野市ホームページへの掲載

⑵　担当課等における閲覧

⑶　その他審議会等が指定する場所での閲覧

３　第３条の規定により、審議会等の会議の全部又は一部を非公開とした場合における当該審議会等の会議録は、その要旨のみを記載し、又は発言をした者の氏名等を省略することができる。

（特別の定めがある場合の取扱い）

第12条　審議会等の会議の公開並びに会議録の作成及び公開について、法令等に特別の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

（運用状況の報告及び公表）

第13条　担当課等の長は、この要綱による会議公開の運用状況を取りまとめ、会議を開催した日の属する年度の翌年度の４月末日までに、総務課長に報告するものとする。

２　総務課長は、毎年度１回、この要綱による会議公開の運用状況について公表するものとする。

（その他）

第14条　この要綱に定めるもののほか、会議の公開について必要な事項は、審議会等の長が当該審議会等に諮って定めるものとする。

前　文　抄

平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成24年３月29日告示第91号）抄

（施行期日）

１　この告示は、平成24年４月１日から施行する

審議会等を非公開とする基準

茅野市審議会等の会議の公開に関する要綱の規定により、茅野市において設置した審議会等は原則として会議を公開していくこととなります。ただし、会議の内容によっては、非公開とすることが妥当なものもあります。そこで、審議会等の会議を非公開とする基準を以下のように定めます。

1　法令等の規定により会議を公開することができないと認められる場合（要綱第３条第１号）

例：公平委員会における口頭審理の非公開（人事院規則第 30 条第３項）…等

2　茅野市情報公開条例第６条各号に掲げる情報に該当する事項の審議等を行う場合（要綱第３条第２号）

茅野市情報公開条例第６条に規定する非公開情報

(1)　法令の規定により明らかに公開することができない情報

例：公判開廷前の訴訟に関する情報（刑事訴訟法第 47 条）、児童相談所において相談、調査等をしたことにより知りえた情報（児童福祉法第 61 条）…等

(2)　個人に関する情報で、特定の個人が識別され、または識別され得るもの

例：戸籍等に関する情報（氏名、性別、生年月日等）、経歴に関する情報（学歴、職歴等）、心身に関する情報（障害程度等）、能力・成績等に関する情報（学業成績、勤務成績等）、財産・収入状況に関する情報（資産状況等）、思想・信条に関する情報（信仰、宗教等）…等

(3)　法人その他の団体に関する情報等で公開することにより法人等に不利益を与えることが明らかであると認められるもの

例：生産・技術等に関する情報（製造工程、原材料の種類・使用量等）、事業活動・営業活動等に関する情報（取引先、受注経路等）、社会的信用を損なうと認められる情報（法人等に対する評価に関する情報等）、経理・人事・労務等内部管理に関する情報（従業員名簿、採用状況等）…等

(4)　国又は地方公共団体からの協議又は依頼に基づいて作成し、又は取得した情報で、公開することにより、国等との協力関係を著しく害するおそれがあるもの

例：国等が公表するまで公表してはならないとされている情報（国等の計画素案、国等の用地処分案等）…等

(5)　市の内部等における審議、調査等に関する情報で、公開することにより当該審議、調査等の公正かつ円滑な実施に著しい支障を生ずるおそれのあるもの

例：未成熟な情報であって、市民に不正確な理解や誤解を与える恐れのある情報、公開することにより、情報提供者との信頼関係を損なうなど以後の資料収集を著しく困難にする情報…等

(6)　市等の事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障を生ずるおそれのあるもの

例：公開することにより当該事務事業を実施する目的が失われる恐れのある情報（実施前の試験問題、検査等の計画に関する情報等）、公開することにより反復・継続する同種の事務事業の公正かつ円滑な執行を著しく困難にさせるおそれのある情報（入札実施前の予定価格、過去の損失補償等に関する情報等）…等

(7)　人の生命、身体及び財産の保護等公共の安全の確保のため、公開しないことが必要と認められる情報

例：犯罪の捜査、予防等のため公開しない情報…等

3　会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じることが明らかに予想される場合（要綱第３条第３号）

・会議開催の阻止や審議への介入などの障害が現実のものとして存在するか、そのような危険が予測される場合
・審議会等の委員や関係者の生命、身体及び財産に損害が及ぶおそれがある場合
・傍聴者からのヤジ等により、審議会等の委員の自由な発言ができないおそれがある場合
・公開することにより審議する事務事業の実施の目的を失わせるような場合

以上、上記に該当しない場合は、審議会等の会議は公開することとします。

資料２

茅野市要保護児童対策地域協議会運営要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、茅野市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第２条　協議会は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

（１）　要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換に関すること。

（２）　要保護児童等に対する支援の内容に関すること。

（３）　前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　協議会を円滑に運営するために、協議会に、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議を置く。

（代表者会議）

第４条　代表者会議は、関係機関等の代表者又は代表者から推薦を受けた者で構成し、要保護児童等への対策全般についての情報交換、施策の策定及び関係機関等の連携のための役割分担等について協議する。

２　代表者会議の座長は、こども部長をもって充てる。

３　座長に事故あるときは、座長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

（実務者会議）

第５条　実務者会議は、関係機関等の実務者で構成し、要保護児童等の実態及び支援の総合的な把握、要保護児童対策を推進するための啓発活動の企画、要保護児童等に対する援助についての協議並びに関係機関等による定例的な情報交換を行う。

２　実務者会議の座長は、こども部こども課長をもって充てる。

３　座長に事故あるときは、座長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

（個別ケース検討会議）

第６条　個別ケース検討会議は、個別の要保護児童等について、直接関わりを有している担当者及び今後関わりを有する可能性がある者で構成し、要保護児童等の具体的な支援の内容について協議する。

（要保護児童対策調整機関）

第７条　児童福祉法（昭和 22 年法律 164 号。以下「法」という。）第２５条の２第４項の規定に基づく要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）として、茅野市こども部こども課を指定する。

２　調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、関係機関等との連絡調整を行う。

（守秘義務）

第８条　協議会の構成員及び構成員であった者は、法第２５条の５の規定に基づき、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

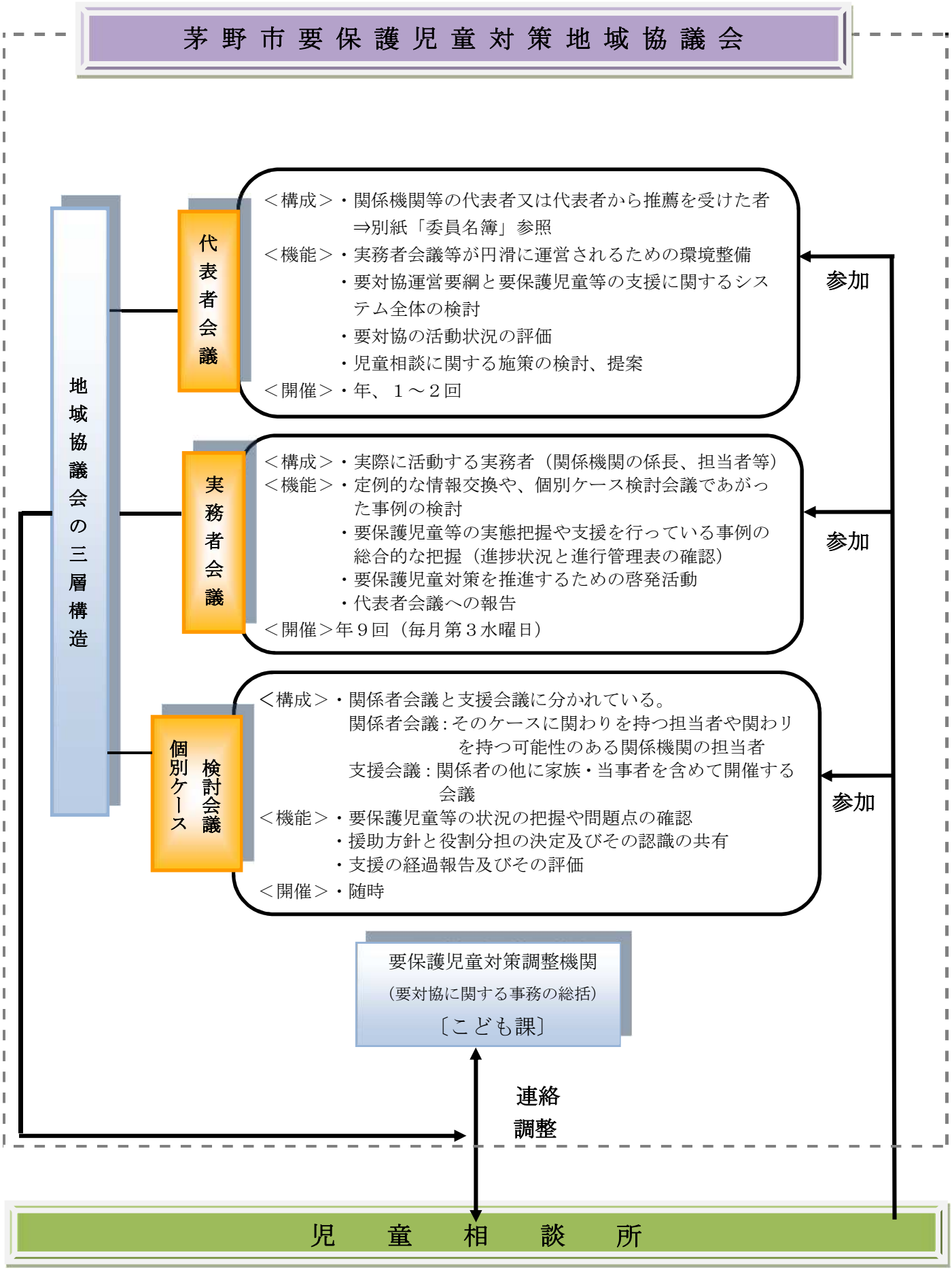
附　則

この要綱は、平成２５年３月１４日から施行する。

令和7年度茅野市要保護児童対策地域協議会実務者会議の開催状況

対象地区	東部 SC ｴﾘｱ 豊平・玉川・泉野	西部 SC ｴﾘｱ 宮川・金沢	中部 SC ｴﾘｱ ちの・米沢・中大塩	北部 SC ｴﾘｱ 湖東・北山
開催月日	６月 18 日	７月 16 日	５月 21 日	
	10 月 15 日	11 月 19 日	９月 17 日	
	２月４日	３月４日	１月 14 日	

茅野市要保護児童対策地域協議会の概要





茅野市における児童虐待対応システム

地域住民（子ども本人・家族・近隣・知人等）　民生児童委員　関係機関　等

虐待の発見・虐待の通告・相談

諏訪児童相談所
0266-52-0056
（24 時間ホットライン
026-219-2413）

茅野市相談窓口
（こども課 0266-72-2101
・各保健福祉ＳＣ等）

茅野警察署
0266-82-0110

諏訪保健福祉事務所
福祉課
0266-57-2910

必要に応じて
児相送致・通知

◎受理会議
◎情報収集(調査)
◎緊急度・重症度判断
◎安全確認
◎緊急保護要否の判断
◎立入調査、
臨検・捜索等

必要に応じて送致・通知

協力関係

技術援助

◎受理会議
・緊急度・重症度判断
◎情報収集（調査）
◎安全確認
◎個別ケース検討会議
等の開催
・情報収集・共有
・援助方針検討
・役割分担

（子どもを守る地域ネットワーク）
茅野市要保護児童対策地域協議会
（虐待対応・予防ネットワークの役割）

協力関係

◎ 受理会議
◎情報収集（調査）
◎緊急度・重症度判断
◎安全確認
[市町村・児童相談所
との連携]

◎ 緊 急 一 時 保 護
（親子分離）
◎診断
◎判定
◎援助方針会議
・援助方針決定

在宅支援へ

在宅支援へ

支援

在宅支援へ協力

◎児童福祉施設・里
親等への入所

在宅支援（モニタリング・相談支援・子育て支援サービスの提供等）
ケアチームの形成

親子再統合・社会的自立のための支援　　ケアチームの形成

資料３

令和7年度　相談状況(こども家庭センター全体)

Ⅰ　内容別相談件数

記入方法:延べ相談件数　(　)内は新規相談件数

		相談件数						
		幼児	園児	小学生	中学生	高校生	成人	合計
養護相談	児童虐待 総数	325 (27)	377 (56)	625 (32)	335 (25)	167 (2)	7 (2)	1836 (144)
	児童虐待 ①身体	100 (1)	223 (16)	252 (5)	35 (0)	65 (0)	2 (1)	677 (23)
	児童虐待 ②性的	0 (0)	0 (0)	22 (3)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	24 (3)
	児童虐待 ③心理	179 (24)	139 (34)	247 (14)	214 (20)	4 (0)	5 (1)	788 (93)
	児童虐待 ④保護	46 (2)	15 (6)	104 (10)	85 (5)	97 (2)	0 (0)	347 (25)
	その他	447 (69)	109 (18)	269 (16)	269 (18)	181 (4)	14 (2)	1289 (127)
保健相談		695 (312)	14 (4)	2 (2)	1 (0)	2 (0)	26 (20)	740 (338)
障害相談	肢体不自由	3 (3)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (3)
	視聴覚	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
	言語発達	15 (1)	2 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	19 (2)
	重症心身	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	知的	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)
	自閉症	2 (1)	21 (0)	15 (0)	29 (1)	16 (0)	30 (2)	113 (4)
非行相談	ぐ犯行為等	0 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	11 (0)	1 (0)	15 (0)
	触法行為	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
育成相談	性格行動	24 (11)	249 (67)	212 (20)	265 (10)	79 (8)	57 (7)	886 (123)
	不登校	0 (0)	1 (0)	305 (22)	486 (14)	48 (8)	18 (0)	858 (44)
	適正	10 (4)	322 (58)	40 (13)	20 (6)	2 (0)	2 (0)	396 (81)
	育児・しつけ	246 (69)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	52 (3)	305 (79)
その他		53 (14)	2 (1)	20 (7)	0 (0)	8 (0)	309 (60)	392 (82)
男		987 (293)	727 (136)	851 (56)	743 (23)	193 7	37 (4)	3538 (519)
女		833 (218)	381 (77)	642 (57)	662 (51)	321 15	479 (92)	3318 (510)
合計		1820 (511)	1108 (213)	1493 (113)	1405 (74)	514 (22)	516 (96)	6856 (1029)

Ⅱ　形態別相談件数

記入方法:延べ相談件数　(　)内は新規相談件数

		幼児	園児	小学生	中学生	高校生	成人	合計
庁内	来室相談	533 (99)	86 (10)	185 (9)	121 (10)	108 (2)	419 (57)	1452 (187)
	電話相談	611 (158)	257 (49)	638 (49)	582 (28)	201 (17)	65 (31)	2354 (332)
	その他	70 (7)	102 (9)	109 (7)	132 (5)	37 (1)	2 (1)	452 (30)
庁外	保育園訪問	28 (3)	379 (126)	1 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (1)	412 (130)
	学校訪問	4 (0)	118 (4)	137 (31)	148 (12)	0 (0)	1 (0)	408 (47)
	施設訪問	25 (2)	0 (0)	17 (0)	54 (0)	8 (0)	0 (0)	104 (2)
	家庭訪問	373 (197)	42 (2)	141 (2)	142 (0)	63 (0)	9 (2)	770 (203)
	医療機関	21 (5)	51 (2)	42 (2)	39 (1)	14 (0)	5 (2)	172 (12)
	その他	96 (34)	34 (7)	57 (4)	47 (4)	21 (1)	5 (1)	260 (51)
会議(関係者、支援者等)		59 (6)	39 (4)	166 (9)	139 (14)	60 (1)	9 (1)	472 (35)
合計		1820 (511)	1108 (213)	1493 (113)	1405 (74)	514 (22)	516 (96)	6856 (1029)

			幼児 男	幼児 女	園児 男	園児 女	小学生 男	小学生 女	中学生 男	中学生 女	高校生 男	高校生 女	成人 男	成人 女	合計 男	合計 女	計
虐待関連(内数)	虐待者	実父	0	4	4	10	6	6	1	2	0	0	0	0	11	22	33
		外父	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
		実母	3	6	13	7	5	7	0	2	0	1	0	0	21	23	44
		外母	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
		その他	0	0	2	0	3	3	0	0	0	0	0	0	5	3	8
	防止法	確認	3	11	20	18	16	16	1	4	0	1	0	0	40	50	90
		送致	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		通知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

Ⅲ　経路別相談件数

記入方法:延べ相談件数　(　)内は新規相談件数

	市			児童相談所	児童福祉施設等		学校等		
	福祉事務所	保健センター	市その他	児童相談所	保育所	児童福祉施設	幼稚園	学校	教育委員会
男	53 (3)	504 (82)	154 (29)	219 (21)	347 (70)	17 (6)	7 (1)	499 (36)	34 (4)
女	81 (11)	548 (97)	133 (22)	147 (19)	146 (41)	9 (5)	4 (2)	564 (53)	148 (14)
計	134 (14)	1052 (179)	287 (51)	366 (40)	493 (111)	26 (11)	11 (3)	1063 (89)	182 (18)

	保健所	医療機関	警察等	児童委員(通告)	家族・親戚	近隣・知人	児童・本人	その他	合計
男	0 (0)	85 (13)	36 (4)	0 (0)	1397 (232)	38 (4)	39 (7)	107 (6)	3536 (518)
女	2 (0)	72 (2)	58 (14)	0 (0)	1175 (186)	48 (5)	107 (38)	78 (2)	3320 (511)
計	2 (0)	157 (15)	94 (18)	0 (0)	2572 (418)	86 (9)	146 (45)	185 (8)	6856 (1029)

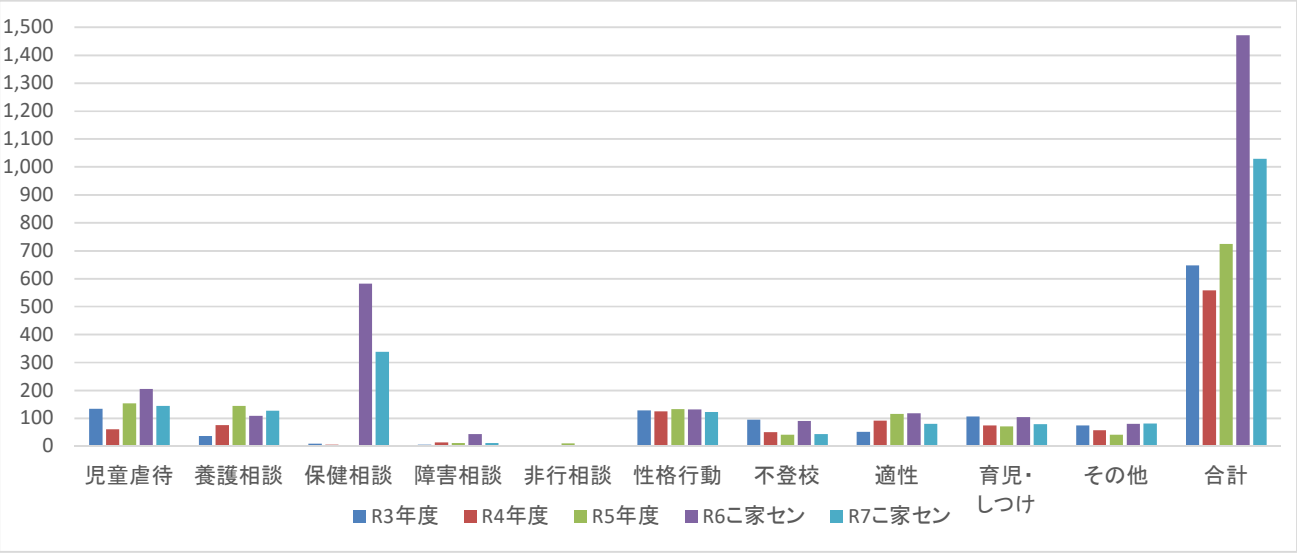
令和7年度　相談状況　（平成7年4月～令和8年3月）

令和6年度から、こども課の2つの係に加えて、健康づくり推進課も含めた、こども家庭センター「育ちあいちの」を設置しました。相談件数は、令和5年度まではこども課（こども・家庭相談係、発達支援センター、こども館、CHUKOらんどチノチノ）で相談した件数を集計していますが、令和6年度からは、健康づくり推進課も含めた相談件数を集計しています。

1　内容別相談件数

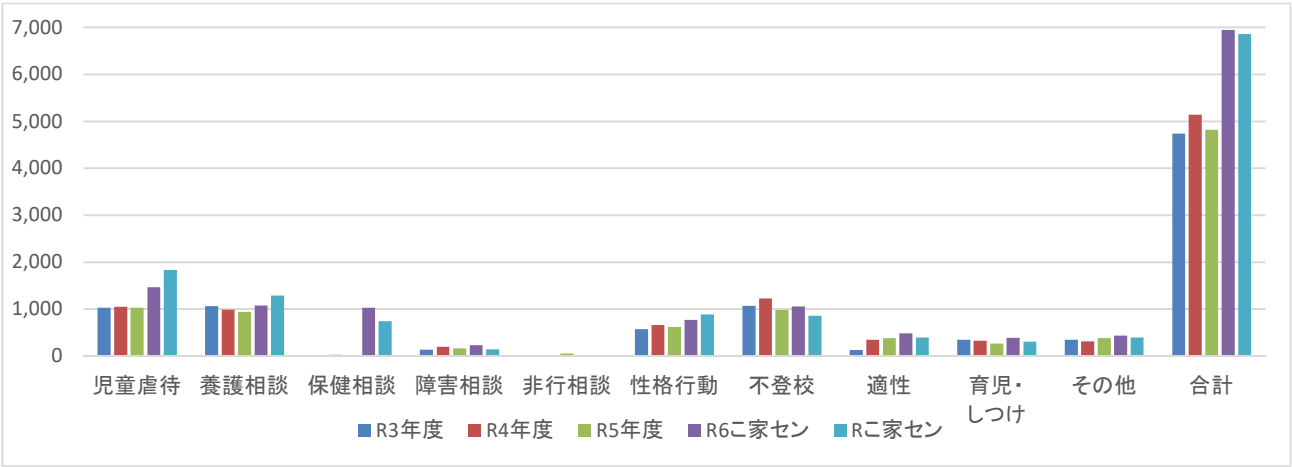
新規取扱延べ件数

区別	児童虐待	養護相談	保健相談	障害相談	非行相談	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	その他	合計
R3年度	135	37	9	6	2	129	95	52	107	75	647
R4年度	61	76	6	14	0	125	51	92	75	58	558
R5年度	154	145	2	11	10	133	41	116	71	41	724
R6こ家セン	205	109	582	44	4	132	91	118	105	81	1,471
R7こ家セン	144	127	338	11	0	123	44	81	79	82	1,029



新規及び継続ケースの取扱延べ件数

区別	児童虐待	養護相談	保健相談	障害相談	非行相談	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	その他	合計
R3年度	1,031	1,061	16	134	18	572	1,075	127	351	350	4,735
R4年度	1,049	988	28	196	12	659	1,225	345	327	309	5,138
R5年度	1,026	942	13	161	49	624	976	384	266	381	4,822
R6こ家セン	1,468	1,076	1,031	229	22	768	1,052	480	387	431	6,944
Rこ家セン	1,836	1,289	740	139	15	886	858	396	305	392	6,856

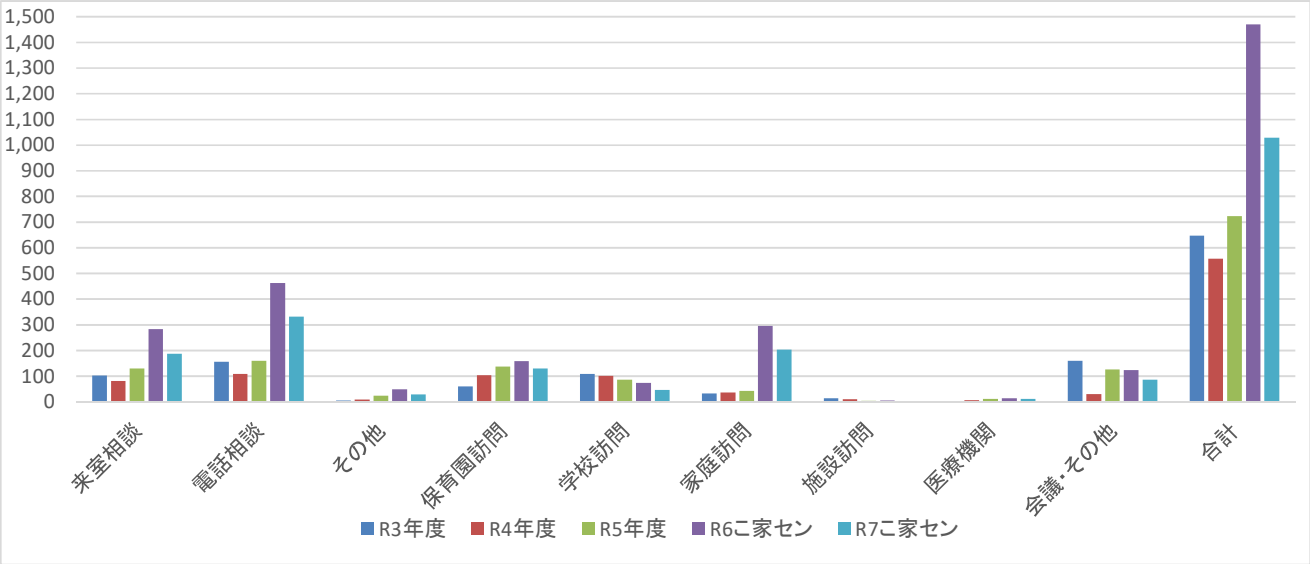


・新規取扱延べ件数は1,029件となり、令和6年度からは減少しています。しかしながら、新規及び継続ケースの取扱延べ件数はほぼ同数であり、継続ケースの相談が多い状況が見受けられます。
・新規及び継続ケースの取扱延べ件数で比較すると、虐待や養護相談が増えています。

2　形態別相談件数

新規取扱延べ件数

区　別	庁　内			庁　外						合計
	来室相談	電話相談	その他	保育園訪問	学校訪問	家庭訪問	施設訪問	医療機関	会議・その他	
R3年度	103	157	5	61	110	33	14	3	161	647
R4年度	82	110	10	104	101	36	11	7	31	558
R5年度	130	161	24	137	86	43	4	12	127	724
R6こ家セン	284	463	49	159	75	296	5	15	125	1,471
R7こ家セン	187	332	30	130	47	203	2	12	86	1,029

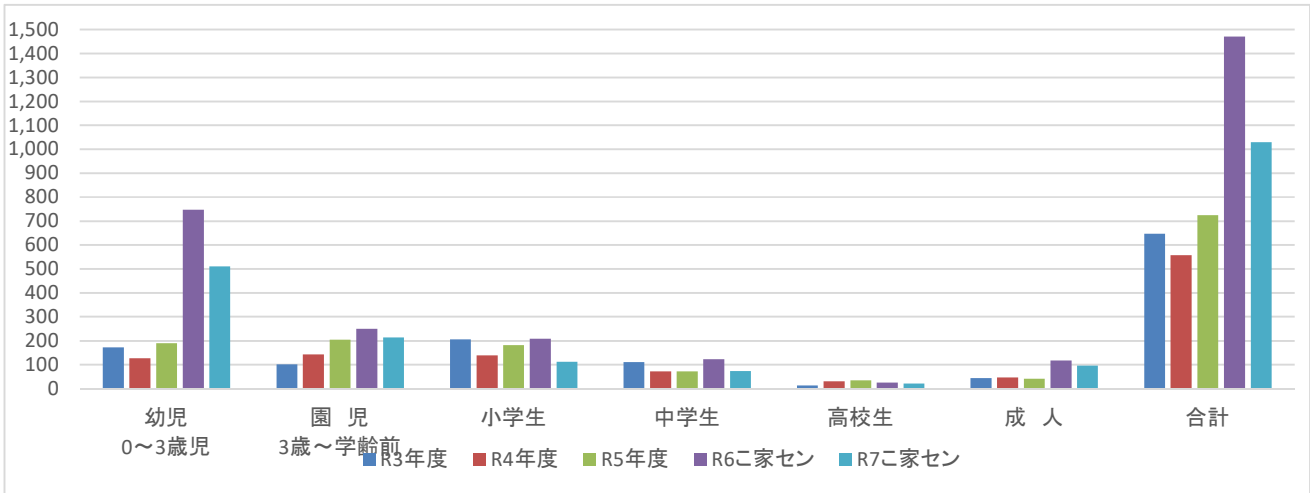


・令和7年度の相談形態としては、電話相談や家庭訪問が多くなっています。
・特に、令和6年度から電話相談及び家庭訪問が増えたのは、こども家庭センター設置に伴い健康づくり推進課を含めた相談件数となったためです。

3　相談年齢階層別件数

新規取扱延べ件数

区　別	幼児 0～3歳児	園　児 3歳～学齢前	小学生	中学生	高校生	成　人	合計
R3年度	172	101	206	111	13	44	647
R4年度	128	142	139	71	31	47	558
R5年度	190	204	182	73	34	41	724
R6こ家セン	748	249	208	122	26	118	1,471
R7こ家セン	511	213	113	74	22	96	1,029

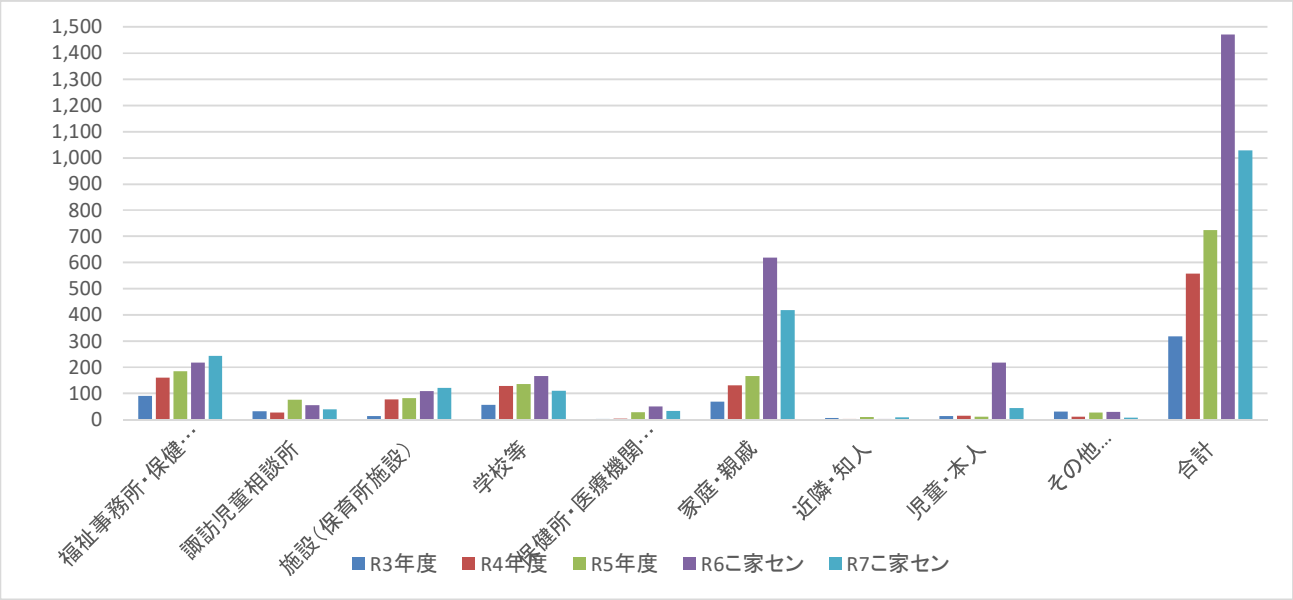


・新規の相談延べ件数は、減少している状況です

4　経路別相談件数

新規取扱延べ件数

区別	福祉事務所・保健福祉SC	諏訪児童相談所	施設（保育所施設）	学校等	保健所・医療機関・警察	家庭・親戚	近隣・知人	児童・本人	その他 0123・チノチノ 家庭教育C	合計
R3年度	91	32	14	57	3	70	7	14	31	319
R4年度	161	27	78	129	4	131	2	15	11	558
R5年度	186	76	82	137	29	166	10	11	27	724
R6こ家セン	219	56	109	167	50	619	3	218	30	1,471
R7こ家セン	244	40	122	110	33	418	9	45	8	1,029

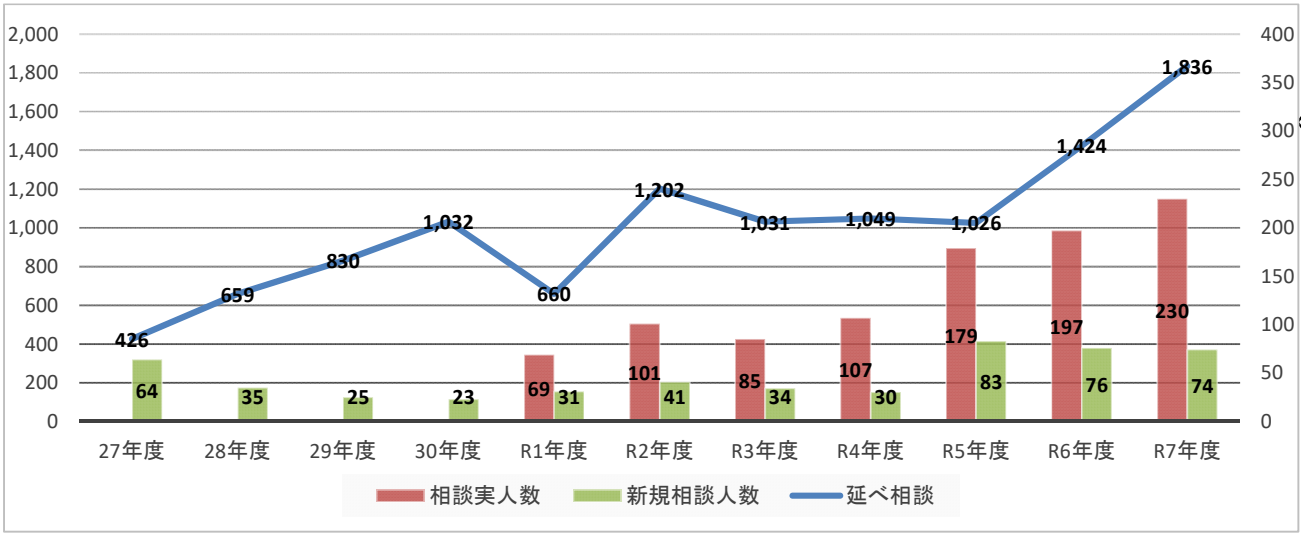


・経路別相談件数については、市以外では家庭・親戚が最も多く、次に保育所施設や学校等となっています。
・市の各種相談窓口が、子育て家庭に認知されてきていると思います。

5　虐待について

① 平成27年度から令和7年度における茅野市の推移

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
延べ相談	426	659	830	1,032	660	1,202	1,031	1,049	1,026	1,424	1,836
相談実人数					69	101	85	107	179	197	230
新規相談人数	64	35	25	23	31	41	34	30	83	76	74

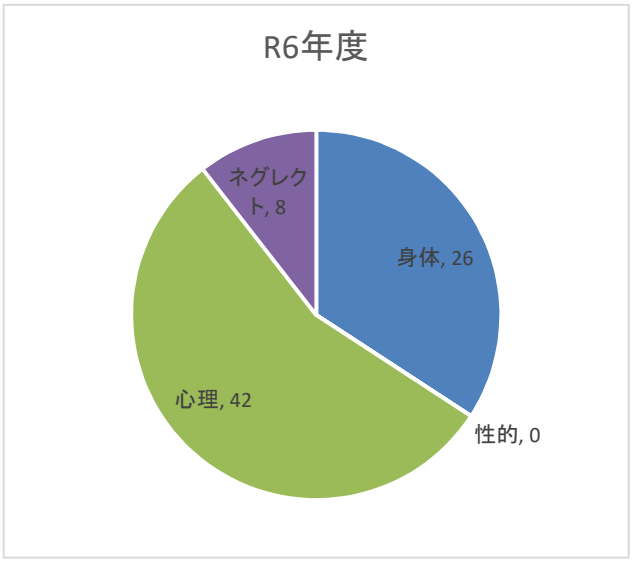


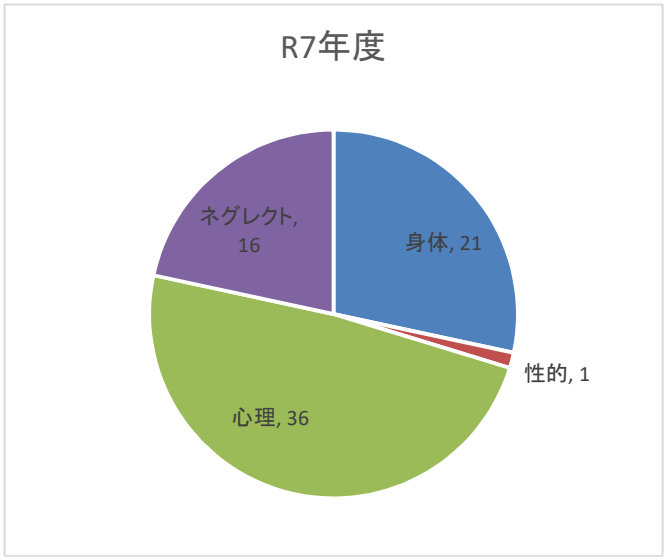
・令和6年度から令和7年度にかけて、延べ相談件数が412件増加、相談実人数が33人増加しました。
・虐待ケースは継続支援が必要であり、簡単には終結できない複雑な要因があります。

② 令和6年度と令和7年度　児童虐待の区分別実人数の比較

区分	身体	性的	心理	ネグレクト
R6年度	26	0	42	8

区分	身体	性的	心理	ネグレクト
R7年度	21	1	36	16





・区分としては、心理的虐待が多く、次いで身体的虐待が多い状況です。この傾向は以前から変わっていません。
・心理的虐待は、家庭内でのDV（ドメスティック・バイオレンス）が子どもの面前で行われた場合にカウントすることから多くなっています。子どもが複数いる場合は全員をカウントしています。
・その他、令和7年度はネグレクトが増加しています。

③　令和７年度主な虐待者（実人数）

虐待者	実父	外父	実母	外母	その他
件数	35(47%)	1(1%)	34(46%)	3(4%)	1(1%)

・虐待者については、実父が35人で全体の47%、実母が34人で全体の46%となっています。

④　令和７年度被虐待児童の年齢（実人数）

年齢	0～3歳	3歳～学齢前	小学生	中学生	高校生
件数	27(36%)	18(24%)	22(30%)	4(5%)	3(4%)

・0～3歳未満が36%、3歳～学齢前が24%、小学生30%、中学生5%、高校生4%となりました。令和6年度は0～3歳未満が20%、3歳～学齢前が18%だったため、令和6年度に比べ低年齢化しています。
・子どもの年齢が低いほど、生命の危険にさらされる度合いが高まり、市の健康づくり推進課や保健福祉SC、警察、児童相談所、学校、保育園、幼稚園、医療機関などの教育・福祉、医療分野との連携を図っていくことが大切であると考えます。
・近年ではDV等による警察との連携が必要なケースも増えています。

⑤　虐待通告経路

経路	福祉事務所・保健福祉SC	諏訪児童相談所	施設（保育所施設）	学校等	保健所・医療機関・警察	家庭・親戚	近隣・知人	児童・本人	その他0123チノチノ家庭教育	合計
R4年度	10	9	0	5	0	3	2	1	0	30
R5年度	14	18	12	19	3	10	3	0	4	83
R6年度	18	13	7	19	10	2	0	1	6	76
R7年度	17	9	18	8	6	10	3	0	3	74

・令和7年度は、保育所施設や家庭・親戚からの通告が令和6年度に比べ増加しました。

資料４

令和7年度進行管理実績

※ 令和8年3月31日現在の年齢、相談種別、格付で集計しています。

相談種別（単位：人）		格付						年齢別件数																				
		A	B	C	未決	施設入所 里親委託	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	18歳以上	計
養護相談	身体的虐待	60	13			8	81		2	2	2	9	7	4	7	8	3	10	5	6	2	5	1	3	1	3	1	81
	性的虐待	1					1												1									1
	心理的虐待	73	19		4	1	97		6	9	4	9	7	5	5	9	10	4	3	4	3	6	6	3	4			97
	ネグレクト	21	15			8	44		1	1	2		1	4	3	3	1	1	3	2	1	5	3	3	6	1	3	44
	虐待合計	155	47		4	17	223		9	12	8	18	15	13	15	20	14	15	12	12	6	16	10	9	11	4	4	223
	その他	47	48	5		13	113	7	10	12	7	6	5	6	4	5	5	4	9	3	2	4	7	5	5	4	3	113
保健相談	保健相談																											
障害相談	肢体不自由																											
	聴覚障害																											
	言語発達障害																											
	重症心身障害																											
	知的障害																											
	発達障害																											
非行相談	ぐ犯行為等		1				1												1									1
	触法行為等																											
育成相談	性格行動	1				1	2																2					2
	不登校																											
	適正																											
	育児・しつけ																											
特定妊婦	特定妊婦	3					3																				3	3
合計		206	96	5	4	31	342	7	19	24	15	24	20	19	19	25	19	19	22	15	8	20	19	14	16	8	10	342

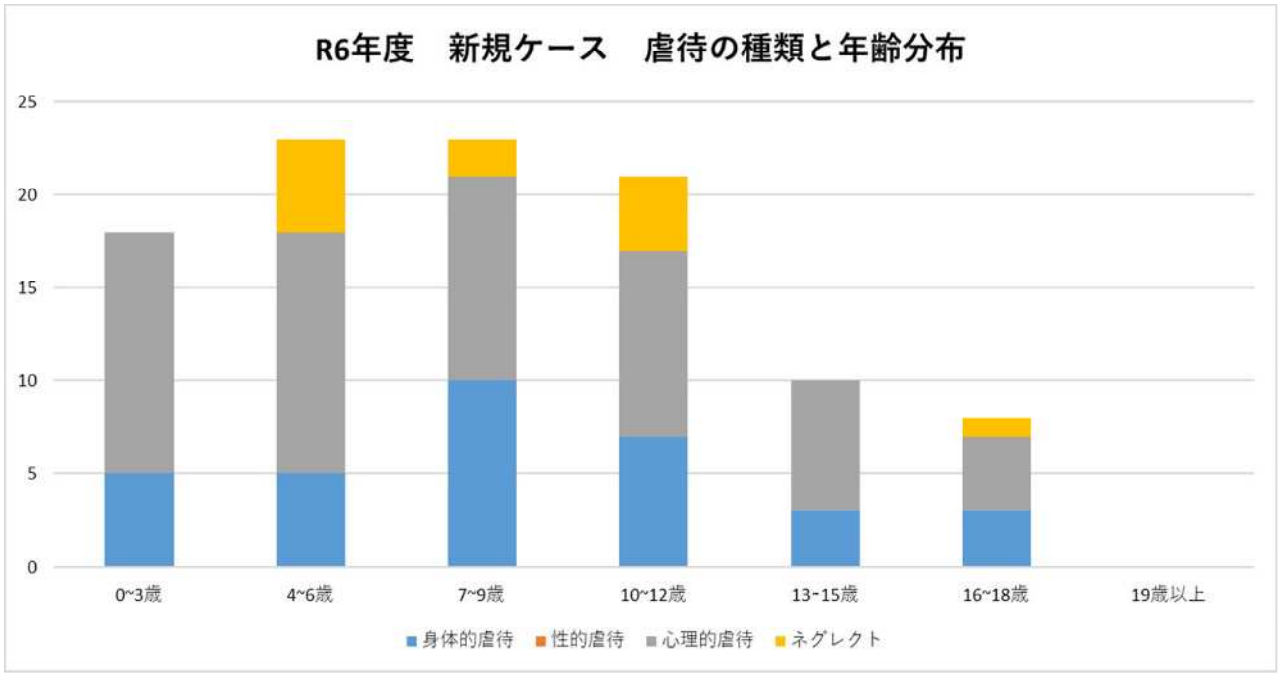
令和7年度新規人数

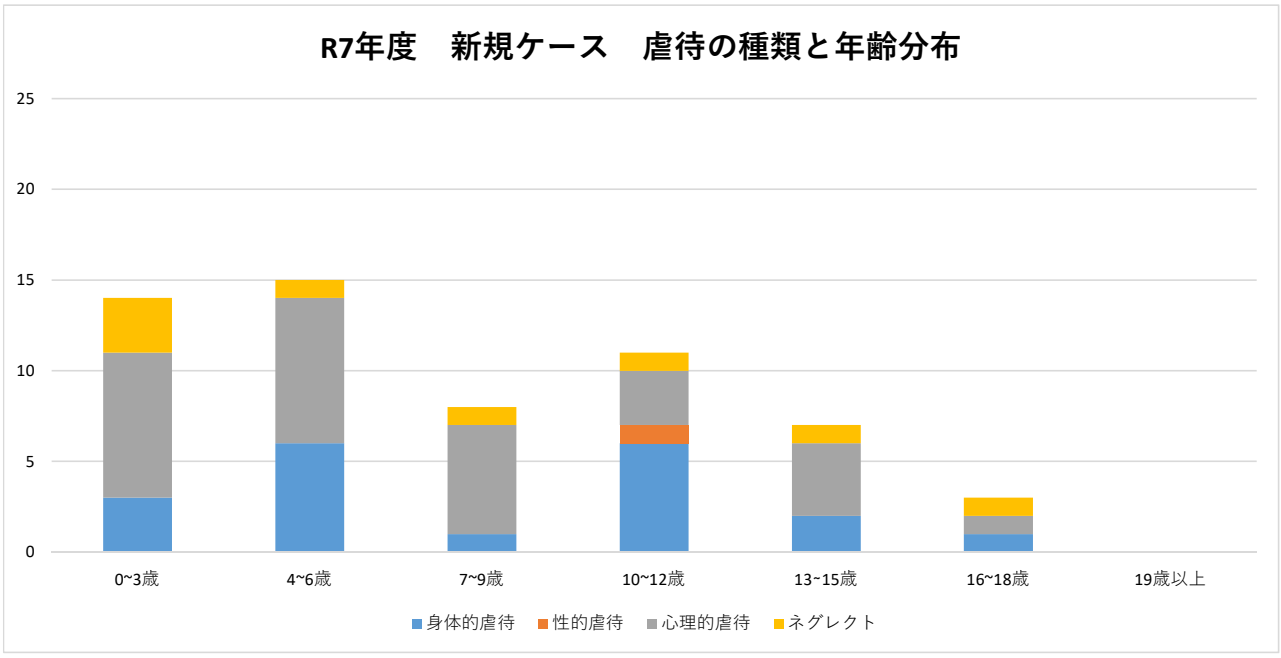
相談種別（単位：人）		格付						年齢別件数																				
		A	B	C	未決	施設入所 里親委託	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	18歳以上	計
養護相談	身体的虐待	18				1	19		1	1	1	3	1	2	1			3	1	2	1	1		1				19
	性的虐待	1					1												1									1
	心理的虐待	27	1		2		30		3	4	1	4	3	1	2	2	2	1	1	1	1	3			1			30
	ネグレクト	8					8		1	1	1			1		1			1			1			1			8
	虐待合計	54	1		2	1	58		5	6	3	7	4	4	3	3	2	4	4	3	2	5		1	2			58
	その他	19					19	7	3	2		2		1	1			1		1		1						19
保健相談	保健相談																											
障害相談	肢体不自由																											
	聴覚障害																											
	言語発達障害																											
	重症心身障害																											
	知的障害																											
	発達障害																											
非行相談	ぐ犯行為等																											
	触法行為等																											
育成相談	性格行動																											
	不登校																											
	適正																											
	育児・しつけ																											
特定妊婦	特定妊婦	3					3																			3	3	
合計		76	1		2	1	80	7	8	8	3	9	4	5	4	3	2	5	4	4	2	6		1	2		3	80

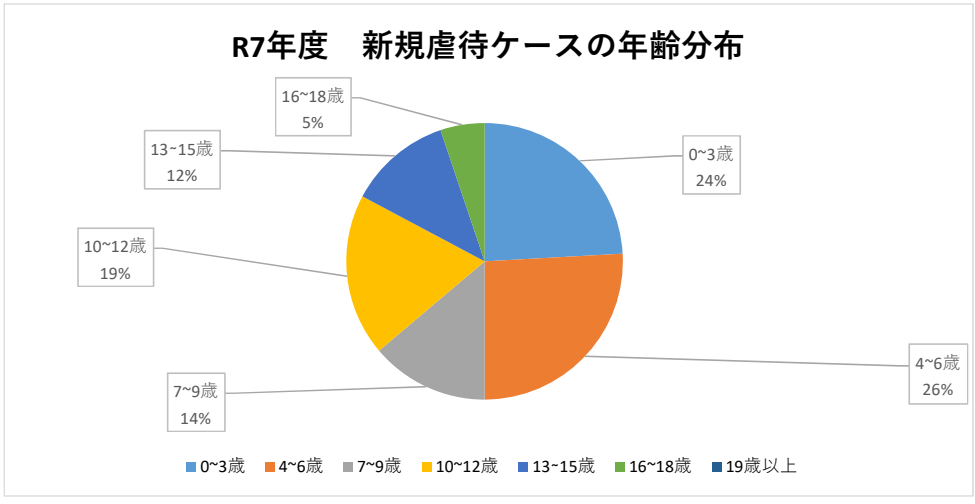
令和7年度終結人数

相談種別（単位：人）		格付						年齢別件数																				
		A	B	C	未決	施設入所 里親委託	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	18歳以上	計
養護相談	身体的虐待	26	13				39					3	4	2	1	5	3	6	3	3	2	3		1	1	2		39
	性的虐待	1					1												1									1
	心理的虐待	34	14		4		52			5	1	3	4	3	3	6	6	1	2	3	3	3	5	1	3			52
	ネグレクト	2	10			1	13						1	2		2		1		1	1	1	1	1			2	13
	虐待合計	63	37		4	1	105			5	1	6	9	7	4	13	9	8	6	7	6	7	6	3	4	2	2	105
	その他	12	20	5		3	40		4	2	3		3	3	1	2	2	1	6	1	1	1	2	1	2	2	3	40
保健相談	保健相談																											
障害相談	肢体不自由																											
	聴覚障害																											
	言語発達障害																											
	重症心身障害																											
	知的障害																											
	発達障害																											
非行相談	ぐ犯行為等																											
	触法行為等																											
育成相談	性格行動																											
	不登校																											
	適正																											
	育児・しつけ																											
特定妊婦	特定妊婦																											
合計		75	57	5	4	4	145		4	7	4	6	12	10	5	15	11	9	12	8	7	8	8	4	6	4	5	145

新規ケースの虐待の種類と年齢分布の状況　（令和6年度末・7年度末）



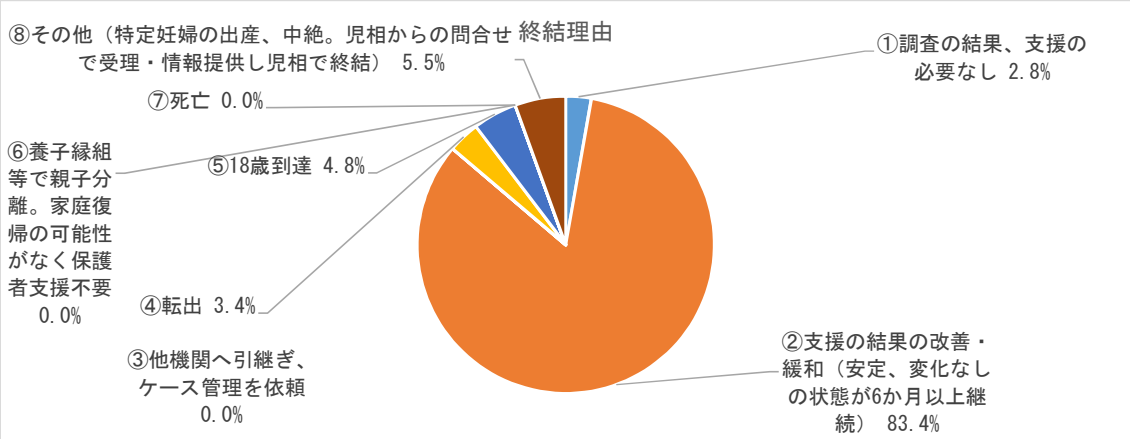




〇令和７年度は新規虐待ケースが58件と令和７年度の103件から大幅に減っています
〇受理の年齢比率で言うと、令和６年度と比べて低年齢化しており、保育園年代が最も多く、次に未満児年代となっています。逆に、小学生年代はかなり受理件数が減少しています。

令和7年度登録終結ケース（計145件）終結理由、登録期間

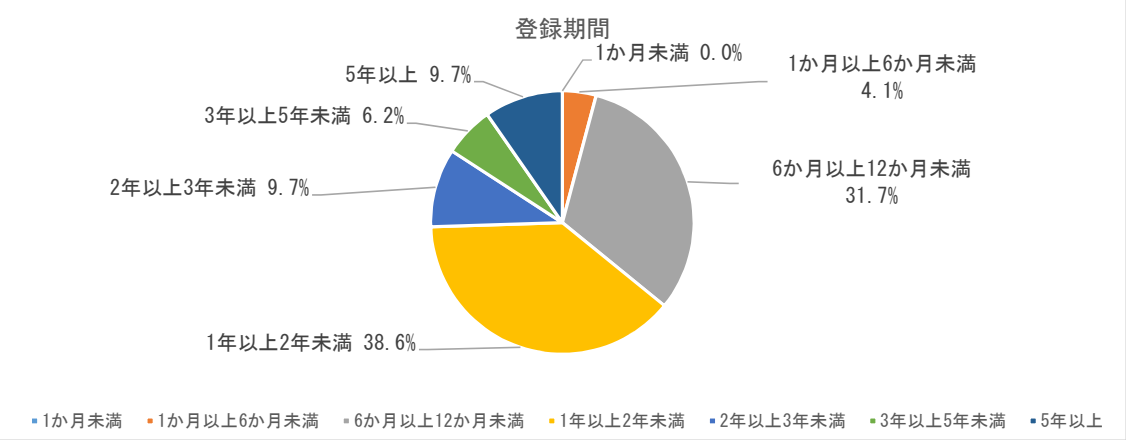
終結理由	件数	割合
①調査の結果、支援の必要なし	4	2.8
②支援の結果の改善・緩和（安定、変化なしの状態が6か月以上継続）	121	83.4
③他機関へ引継ぎ、ケース管理を依頼	0	0.0
④転出	5	3.4
⑤18歳到達	7	4.8
⑥養子縁組等で親子分離。家庭復帰の可能性がなく保護者支援不要	0	0.0
⑦死亡	0	0.0
⑧その他（特定妊婦の出産、中絶。児相からの問合せで受理・情報提供し児相で終結）	8	5.5
合計	145	100.0



〇令和７年度に登録終結したケースは、145件と昨年の81件から大幅に増加しました。
〇この145件の内、121件が『支援の結果の改善・緩和』が理由で終結となり、次に⑧その他となっています。その他は離婚等により虐待の心配がなくなった等の理由になります。

令和７年度に終結したケース（145件）の登録期間

登録期間	件数	割合
1か月未満	0	0.0
1か月以上6か月未満	6	4.1
6か月以上12か月未満	46	31.7
1年以上2年未満	56	38.6
2年以上3年未満	14	9.7
3年以上5年未満	9	6.2
5年以上	14	9.7
合計	145	100.0



〇令和７年度に終結したケースの登録期間は１年以上２年未満が最も多く、６ヶ月以上１２ヶ月未満が続きました。
〇それ以上になると長期化しやすいと見込まれることから、より短期間で終結できるかどうかがポイントであると考えます。

資料６

速報値

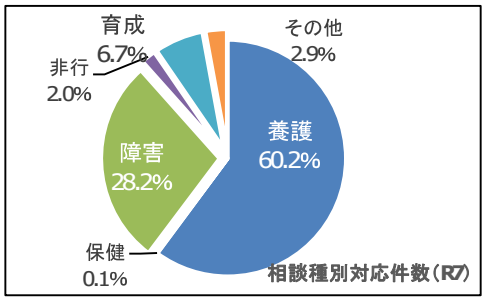
児童相談業務の状況について

諏訪児童相談所

１　相談種別対応件数（管内）

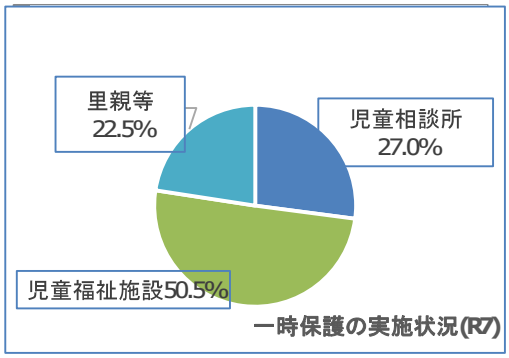
令和8年7月

区分／年度	養護	うち虐待	保健	障がい	非行相談 ぐ犯	触法	小計	育成相談 性格行動	不登校	適性	しつけ	小計	その他	計
R5	594	441	0	264	23	4	27	28	2	0	7	37	25	947
R6	572	446	0	310	25	10	35	23	2	0	15	40	34	991
R7	**542**	**427**	**1**	**254**	**12**	**6**	**18**	**60**				**60**	**26**	**901**
構成比	60.2	47.4	0.1	28.2	1.3	0.7	2.0				6.7	6.7	2.9	100.0



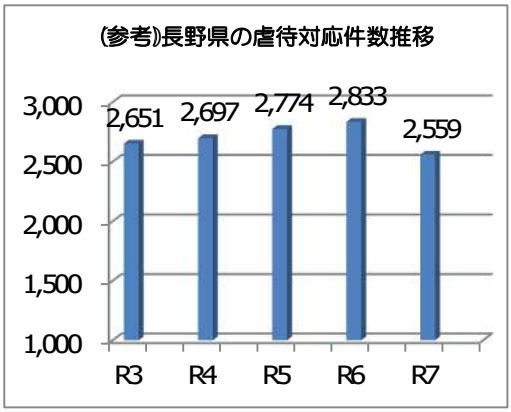
２　一時保護の実施状況

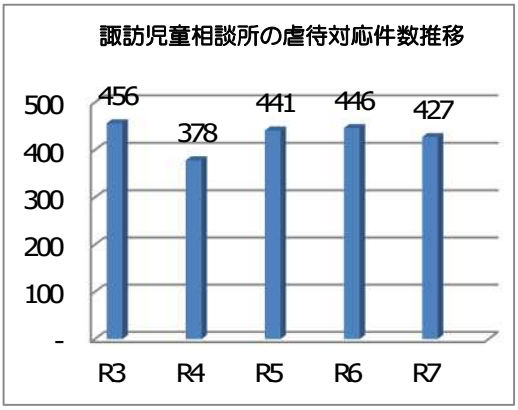
委託等児童実数 年度	児童相談所	児童福祉施設	里親等	計	委託等延日数
R5	13	44	14	71	3,303
R6	16	67	26	109	2,394
R7	**30**	**56**	**25**	**111**	**2,697**



３　児童相談所での虐待対応件数の推移

年　度	R3	R4	R5	R6	R7
（参考）全　国	207,660	219,170	225,509	223,691	未確定
（参考）長野県	2,651	2,697	2,774	2,833	2,559
諏訪児童相談所	456	378	441	446	427

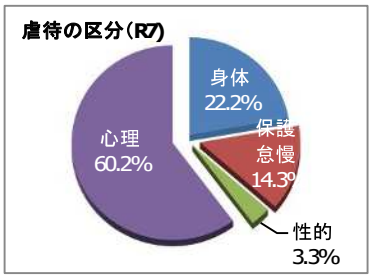


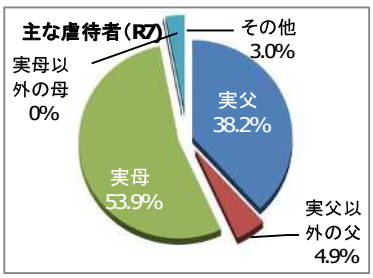


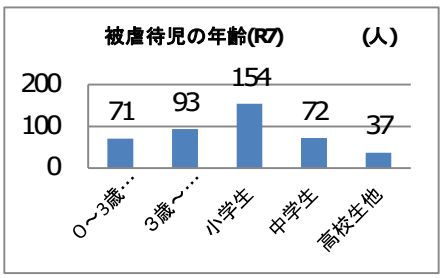
4　虐待相談対応（管内）

(1)　虐待の区分、主な虐待者、被虐待児の年齢

区分／年度	総数	虐待の区分				主な虐待者			被虐待児の年齢				
		身体的虐待	保護の怠慢拒否	性的虐待	心理的虐待	実父	実母	養父母等	0～3歳未満	3歳～学齢前	小学生	中学生	高校生他
R5	440	94	59	10	277	214	193	33	86	87	139	70	58
R6	446	96	62	2	286	190	196	60	67	120	152	60	47
R7	**427**	**95**	**61**	**14**	**257**	**163**	**230**	**34**	**71**	**93**	**154**	**72**	**37**
構成比	100.0	22.2	14.3	3.3	60.2	38.2	53.9	8.0	16.6	21.8	36.1	16.9	8.7





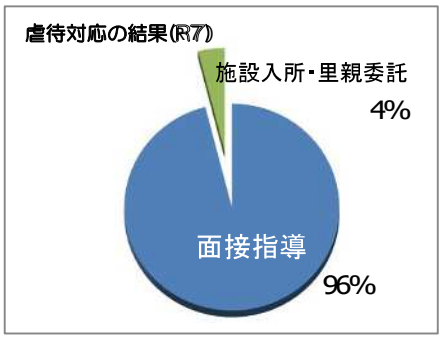


(2)　虐待相談の経路

区分／年度	虐待相談の経路										
	都道府県	市町村	児童福祉施設等	警察	家庭裁判所	保健所・医療機関	学校等	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他
R5	22	134	3	175	0	5	13	44	28	7	9
R6	24	122	12	155	0	7	24	58	28	13	3
R7	**10**	**75**	**28**	**199**	**0**	**6**	**26**	**36**	**30**	**6**	**11**
構成比	2.3	17.6	6.6	46.6	－	1.4	6.1	8.4	7.0	1.4	2.6

(3)　虐待対応の状況

区分／年度	虐待対応の結果	
	面接指導等	児童福祉施設入所・里親委託
R5	437	3
R6	431	15
R7	**410**	**17**
構成比	96.0	4.0



5　里親登録及び委託の状況

区分／年度	里親登録数	里親委託児童数		委託率	備考
		管内里親	管外里親		
R5	29	11	2	14.30%	うちファミリーホームへの委託は4人
R6	31	11	2	14.00%	うちファミリーホームへの委託は5人
R7	**32**	**13**	**1**	15.90%	**うちファミリーホームへの委託は5人**

しあわせ信州
山々と育む　すこやかな国

長野県（県民文化部）プレスリリース　令和8年（2026 年）6月 29 日

令和7年度の児童虐待相談対応状況及び配偶者等からの暴力（DV:ドメスティック・バイオレンス）相談状況等をお知らせします

県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は 2,559 件で、前年度と比べ 274 件（9.7%）減少しました。

１　児童相談所（県内５か所）における児童虐待相談対応件数
2,559 件（対前年度比 90.3%）

２　女性相談支援センター等の相談機関が受け付けた配偶者等からの暴力（ＤＶ：ドメスティック・バイオレンス）相談件数
1,875 件（対前年度比 111.1%）

３　「長野県児童虐待・ＤＶ24 時間ホットライン」への相談件数
1,689 件（対前年度比 88.8%）

４　長野県が対応した被措置児童等虐待（児童福祉施設等で発生した児童虐待）
３件

※ 詳細については、別添資料をご参照ください。

（参考）県内の相談窓口

〇児童相談所　中央児童相談所　026-238-8010　松本児童相談所　0263-91-3370
飯田児童相談所　0265-25-8300　諏訪児童相談所　0266-52-0056
佐久児童相談所　0267-67-3437
県内の福祉事務所、市町村児童相談担当窓口、児童虐待・ＤＶ24 時間ホットライン（026-219-2413）及び児童相談所全国共通ダイヤル「189」でも受け付けております。

〇女性への暴力、性犯罪に関する相談窓口一覧
https://www.pref.nagano.lg.jp/jinken-danjo/kurashi/jinkendanjo/sodan/jose/index.html

※ 長野県では、令和６年度に「長野県社会的養育推進計画」（令和７年度～令和 11 年度）を策定し、様々な事情により保護者と暮らすことのできないこどもが、家庭と同様の養育環境の中で生活できるよう、「里親委託」を推進しており、「里親」になっていただける方を募集しています。詳細は、お近くの児童相談所までお問い合わせください。

子ども虐待のない社会の実現を目指すためのオレンジリボンマーク

大きくなぁ～れ！ 里親の輪 SATO OYA SHINSHU

（問合せ先）
担　当：県民文化部 こども若者局　こども・家庭課
児童相談・養育支援室　支援第二係　渡邊
電　話：026-235-7099（直通）
026-232-0111（代表）内線 2354
ＦＡＸ：026-235-7390
電子ﾒｰﾙ jido-shien@pref.nagano.lg.jp

令和7年度児童虐待相談対応件数及びDV相談件数について

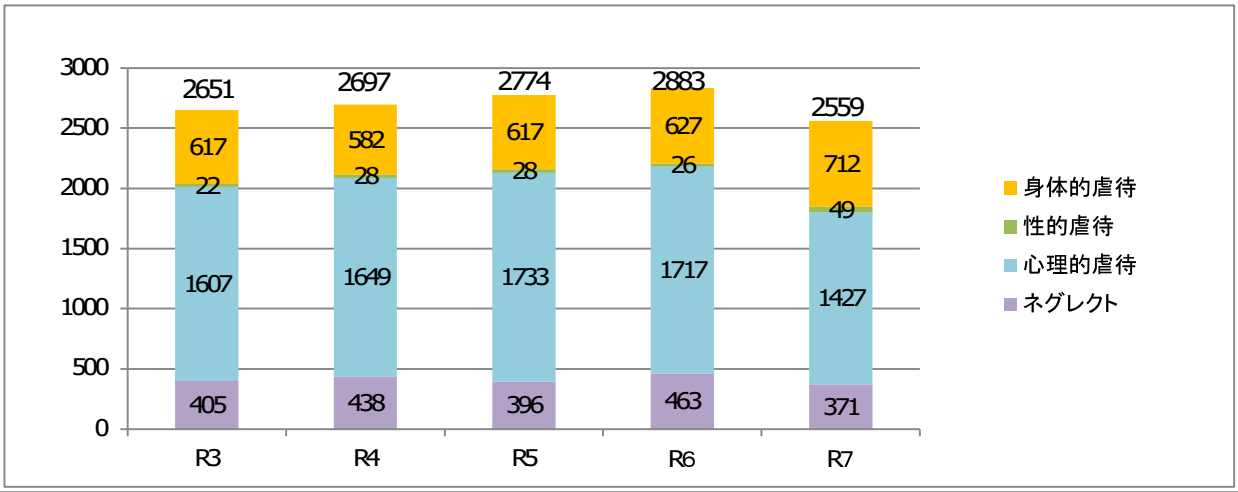
県民文化部　こども若者局
こども・家庭課　児童相談・養育支援室

1　児童虐待相談対応件数

（1）　児童虐待相談対応件数及び虐待の種別

児童虐待相談対応件数		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
長野県	件数	2,651	2,697	2,774	2,833	2,559
	対前年度比	93.8%	101.7%	102.9%	102.1%	90.3%
全　国	件数	207,659	219,170	225,509	223,691	－
	対前年度比	101.3%	105.5%	102.9%	99.2%	－

虐待の種別		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
身体的虐待	件数	617	582	617	627	712
	構成比	23.3%	21.6%	22.2%	22.1%	27.8%
性的虐待	件数	22	28	28	26	49
	構成比	0.8%	1.0%	1.0%	0.9%	1.9%
心理的虐待	件数	1,607	1,649	1,733	1,717	1,427
	構成比	60.6%	61.1%	62.5%	60.6%	55.8%
ネグレクト	件数	405	438	396	463	371
	構成比	15.3%	16.2%	14.3%	16.3%	14.5%
（合計）		2,651	2,697	2,774	2,833	2,559



県内5つの児童相談所における令和7年度の児童虐待相談対応件数は、2,559件（速報値）で、前年度に比べて274件（▲9.7%）減少しました。件数が減少に転じたのは、令和3年度以降、4年ぶりとなります。

虐待の種別では、心理的虐待が1,427件で最も多く、次いで身体的虐待が712件となっています。心理的虐待が最多となっている背景には、児童のいる家庭における配偶者間の暴力（面前DV）や、きょうだいへの虐待を目撃する事案について、警察からの通告が多いことなどが考えられます。

一方で内訳を見ると、心理的虐待およびネグレクトの減少が全体減少の主な要因である一方、身体的虐待は85件増加し、構成比も27.8%まで上昇しました。また、性的虐待については他の虐待種別に比べて件数自体は少ないものの、前年度から大きく増加しており、早期把握と専門的対応の充実が必要です。

加えて、依然として相談対応件数が高止まりしている要因としては、

①児童虐待に関する社会的認識の高まりにより、関係機関や県民が虐待を受けたと疑われる児童を発見した場合、速やかに児童相談所へ通告する意識が浸透していること

②家庭の養育力の低下や経済状況等を背景に子育ての孤立化が進み、その負担感などが虐待につながりやすい状況にあること

が考えられます。

（2） 相談の経路及び対応の内容

相談の経路		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
児童本人	件数	36	46	39	57	48
	構成比	1.4%	1.7%	1.4%	2.0%	1.9%
家族親戚	件数	292	299	323	331	297
	構成比	11.0%	11.1%	11.6%	11.7%	11.6%
近隣知人	件数	177	235	155	192	125
	構成比	6.7%	8.7%	5.6%	6.8%	4.9%
福祉事務所	件数	130	111	124	123	94
	構成比	4.9%	4.1%	4.5%	4.3%	3.7%
市町村	件数	576	543	598	613	509
	構成比	21.7%	20.1%	21.6%	21.6%	19.9%
児童福祉施設	件数	72	43	79	67	73
	構成比	2.7%	1.6%	2.8%	2.4%	2.9%
警察	件数	945	994	1,065	1,076	1,022
	構成比	35.6%	36.9%	38.4%	38.0%	39.9%
医療機関	件数	99	96	90	81	84
	構成比	3.7%	3.6%	3.2%	2.9%	3.3%
学校・教育委員会	件数	281	276	256	243	258
	構成比	10.6%	10.2%	9.2%	8.6%	10.1%
その他（＊）	件数	43	54	45	50	49
	構成比	1.6%	2.0%	1.6%	1.8%	1.9%
（合計）		2,651	2,697	2,774	2,833	2,559

＊「その他」は、児童委員、相談支援事業所など

相談対応の内容		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
施設入所	件数	86	80	49	64	45
	構成比	3.2%	3.0%	1.8%	2.3%	1.8%
里親等委託	件数	14	13	11	18	10
	構成比	0.5%	0.5%	0.4%	0.6%	0.4%
面接指導	件数	2,454	2,514	2,621	2,658	2,426
	構成比	92.6%	93.2%	94.5%	93.8%	94.2%
その他（＊）	件数	97	90	93	93	95
	構成比	3.7%	3.3%	3.3%	3.3%	3.7%
（合計）		2,651	2,697	2,774	2,833	2,576

＊「その他」は、児童福祉司による指導等
＊施設入所等の場合、一件の相談に2つの対応実施することがあるため、相談件数よりも対応件数が上回ることあり。

相談の経路では、警察からの通告件数が最も多く、令和7年度は1,022件（39.9%）となっています。こどものいる家庭における面前DV事案の影響が大きいものと考えられます。

これに次いで、市町村が509件（19.9%）、家族・親戚が297件（11.6%）となっており、基礎自治体の関与が大きいことや、身近な気づきによる通告が一定程度機能している状況がうかがえます。

また、相談対応の内容については、全体の9割以上が面接指導である一方、施設入所等の措置は減少傾向にあります。このことから、在宅における継続的な支援が中心となっている状況がうかがえます。

今後は、こどもを家庭から分離する必要が生じる前の段階において、市町村をはじめとする地域の関係機関が連携し、こども及び保護者に対するきめ細かな関わりと支援を行うことの重要性が一層高まっています。

（3） 主な虐待者及び虐待を受けた児童の年齢

主な虐待者		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実父	件数	1,184	1,220	1,200	1,180	1,066
	構成比	44.7%	45.2%	43.3%	41.7%	41.7%
実父以外の父親	件数	149	158	139	182	153
	構成比	5.6%	5.9%	5.0%	6.4%	6.0%
実母	件数	1,247	1,244	1,373	1,386	1,265
	構成比	47.0%	46.1%	49.5%	48.9%	49.4%
実母以外の母親	件数	19	15	8	19	9
	構成比	0.7%	0.6%	0.3%	0.7%	0.4%
その他（＊）	件数	52	60	54	66	66
	構成比	2.0%	2.2%	1.9%	2.3%	2.6%
（合計）		2,651	2,697	2,774	2,833	2,559

＊「その他」は、父母がいない家庭の祖父母やおじ、おばなど

虐待を受けた児童の年齢		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
0～3歳未満	件数	521	521	500	475	425
	構成比	19.7%	19.3%	18.0%	16.8%	16.6%
3歳～学齢前児童	件数	503	474	521	522	437
	構成比	19.0%	17.6%	18.8%	18.4%	17.1%
小学生	件数	906	928	987	1,191	1,056
	構成比	34.2%	34.4%	35.6%	42.0%	41.3%
中学生	件数	423	434	439	415	423
	構成比	16.0%	16.1%	15.8%	14.6%	16.5%
高校生その他（＊）	件数	298	340	327	230	218
	構成比	11.2%	12.6%	11.8%	8.1%	8.5%
（合計）		2,651	2,697	2,774	2,833	2,559

＊「その他」は、中学校を卒業した者等や年齢不詳を含む

主な虐待者は実母が49.4%、実父が41.7%を占めており、全体の約9割が実親によるものとなっています。実母の割合が最も高いことは、日常的な養育を担う機会が多いことが影響していると考えられます。

年齢別では、小学生が41.3%と最も多く、近年高い水準で推移しており、引き続き学校等との連携を含めた対応が重要となっています。

一方、乳幼児の割合は減少傾向にあり、早期把握や支援の取組が一定の効果をあげていることがうかがわれます。これらのことから、家庭における養育支援の充実とともに、小学生期における関係機関の連携による早期発見・早期対応が一層重要となっています。

2　配偶者等からの暴力（DV）　相談件数

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	対前年度増減
DV相談件数（＊）	1,819	1,687	1,397	1,687	1,875	188
対前年度比	91.4%	92.7%	82.8%	120.8%	111.1%	11.1%
（参考）相談総件数（＊）	9,191	10,199	10,148	11,103	11,603	500
対前年度比	100.9%	111.0%	99.5%	109.4%	104.5%	4.5%

※件数は、相談（電話・面接）の延件数

＊女性相談支援センター、男女共同参画センター（あいとぴあ）、県保健福祉事務所（10所）、女性相談支援員が配置されている各市（19市）が受け付けた相談件数の合計

令和6年度から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、DV相談をはじめ幅広い相談への対応が求められるようになったこともあり、相談総件数が増え、配偶者等からの暴力（DV）を主訴とする相談件数も、1,875件と対前年度比188件（11.1%）の増加となりました。
近年は相談者の抱える問題の複雑化、多様化、複合化により、DVを主訴としない相談の中にDVの問題も含まれている場合が見受けられます。

3　児童虐待・DV24時間ホットライン　相談件数

	相談種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	対前年度	
							増減数	増減比
児童関係	児童虐待	230	166	173	176	165	△ 11	△6.3%
	養育	127	117	136	138	199	61	44.2%
	その他(*1)	947	794	714	629	768	139	22.1%
	小計	1,304	1,077	1,023	943	1,132	189	20.0%
配偶者間暴力等関係	DV被害	30	30	24	30	21	△ 9	△30%
	夫婦問題	42	90	123	284	91	△ 193	△68%
	親族の暴力	14	15	18	13	18	5	38.5%
	その他(*2)	67	75	86	136	90	△ 46	△33.8%
	小計	153	210	251	463	220	△ 243	△52.5%
その他(*3)		238	188	142	496	337	△ 159	△32.1%
合計		1,695	1,475	1,416	1,902	1,689	△ 213	△11.2%

＊1は、「児童相談所に直接連絡を取りたい」などの取り継ぎ等
＊2は、親族関係、近隣関係、友人関係の相談等
＊3は、問い合わせ電話等（無言電話を除く）。

電話受付総数は1,689件で対前年度比 213件（11.2%）の減少、児童関係は1,132件で対前年度比 189件（20.0%）の増加、配偶者間暴力等関係は220件で対前年度比243件（52.5%）の減少となっています。その内、児童虐待に関するものが165件、DV被害に関するものが21件となっており、前年度より微減しています。

4　被措置児童等虐待の状況（児童福祉法第33条の16の規定による公表）

（1）法に基づき、県が対応した件数

3件

（2）事案の状況及び法に基づき県が講じた措置

事案の状況	ア　事案の内容 施設職員が入所児童に対し、身体的虐待を行った。 施設職員が入所児童に対し、身体的虐待及び心理的虐待を行った。 里親が委託児童に対し、身体的虐待を行った。 イ　県が講じた措置 当該施設への指導 当該里親の登録抹消